

# 事業計画認定概要

## 商店街活性化事業計画

### 計画策定主体

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会

### 商店街活性化事業の内容

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業で、次のいずれにも該当するもの

- ・地域住民の需要に応じて行う事業であること  
～ アンケート調査や市場調査等により把握
- ・商店街の活性化の効果が見込まれること  
～ 商店街への来訪者の増加、商店街における空き店舗数の減少等
- ・他の商店街にとって参考となり得る事業であること  
～ 事業内容の新規性や、事業の実施方法に創意工夫が認められる等

### 【想定される事業内容】

空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置・運営、街路のバリアフリー化、集客イベント等を支援組合と一体となって事業を行う組合員等に対する支援等

実施期間 3年間程度

なお、提出された計画について、経済産業局は都道府県、市町村等にそれぞれのまちづくり計画等と整合性があるかなどの点について意見を聴くこととしております。

## 商店街活性化支援事業計画

### 計画策定主体

一般社団・財団法人、特定非営利活動法人  
社員総会における議決権・表決権又は設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上を中小企業者が有していることが必要

### 商店街活性化支援事業の内容

商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う当該商店街振興組合等の組合員に対する研修、商店街活性化事業を行う者の求めに応じて行う事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業で、次のいずれかに該当するもの

- ・支援対象である商店街振興組合等において商店街活性化事業計画の作成を実現させること
- ・支援対象である商店街振興組合等が認定商店街活性化事業計画の目標を上回る成果を実現させること 等

### 【想定される事業内容】

- ・先行的に取り組まれている成功事例等の情報の提供
- ・商店街活性化に関するセミナーや研修の実施
- ・専門的知見・ノウハウを活用した指導・助言等の実施

実施期間 3年間程度

申請

認定

事業計画の認定(経済産業局長)

都道府県、市町村の意見の聴取・配慮  
※商店街活性化事業計画のみ